

## 北海道環境審議会条例施行規則

平成 6 年 7 月 2 9 日  
北海道規則第 7 7 号

改正 平成 1 2 年 3 月 2 9 日規則第 9 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道環境審議会条例（平成 6 年北海道条例第 3 4 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、北海道環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、会長が指名する委員（水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 1 条第 1 項の事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、会長が指名する委員及び特別委員）及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから互選する。

(部会の会議)

第 3 条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、所属する委員（水質汚濁防止法第 2 1 条第 1 項の事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、特別委員を含む。次項において同じ。）及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(審議会への報告)

第 4 条 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

2 北海道公害防止条例施行規則（昭和 4 7 年北海道規則第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

(以下略)

附 則 (平成 1 2 年 3 月 2 9 日規則第 9 8 号)

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。